

字名変更のご案内

平成26年11月1日(土)から字名(地名)が変わります



上越市 自治・市民環境部 市民課

電話526-5111 (内線1128)

〒943-8601 上越市木田一丁目1番3号

はじめに

現在、皆さんがお住まいになっている地域は、関川東部下門前土地区画整理組合が行う換地処分の効力発生日にあわせて、11月1日(土)から字名(地名)が変更になります。

これにより、皆さんの住んでいる地域の住所、本籍なども変わります。

そこで、住所や本籍などがどのようなになるのか、変わることにによりどのような手続が必要になるのかをまとめました。

皆さんご自身で手続をしていただくものもありますので、ご協力をお願い申し上げます。

目次

1	今回お届けしたもの	1ページ
2	別にお届けするもの	1ページ
3	変更後の住所、本籍及び不動産の表示について	1～2ページ
4	変更後の手続	
(1)	皆さんが手続しなくてもよいもの	2～3ページ
(2)	変更後にご自身で住所変更の手続をしていただく主なもの	4～5ページ
(3)	事業所(法人)等で住所変更の手続をしていただく主なもの	5ページ
5	自動車運転免許証の記載事項変更届について	6ページ
6	国民年金又は厚生年金の手続について	7ページ
7	新住所通知用郵便はがきの記載例	7ページ
8	不動産の住所変更登記について	8～9ページ

1 今回お届けしたもの

字名変更のご案内	このパンフレットです。
字の名称変更通知書 (1枚) 【クリーム色の紙】	住所の表示変更をお知らせするものです。
新住所通知用 郵便はがき (50枚)	新住所を知人等にお知らせするために郵便局から提供していただいた 送料無料 のはがきです。 記入例等、詳しくは7ページをご覧ください。
不動産登記申請書 (1枚)	不動産の住所変更登記を行う際の申請用紙です。 記入例等、詳しくは8~9ページをご覧ください。

2 別にお届けするもの

本籍の変更について (お知らせ) (筆頭者宛に1枚) ※本籍地が字の変更 区域内にある方のみ	本籍の表示変更をお知らせするものです。 11月4日以降、戸籍の筆頭者宛(筆頭者が亡くなっている場合は在籍者)に郵送します。運転免許証など、本籍の変更の際に証明書としてご利用ください。 ※紛失された場合には、市役所市民課、南・北出張所、各総合事務所で戸籍の一部記載事項証明を請求ください。(無料) 請求期限はありませんので、必要の都度、請求してください。
字の名称変更証明書 (5枚) 【普通紙】	字名変更に伴う様々な手続の証明書として使用します。 不足する場合は、11月4日以降、市役所市民課、南・北出張所、各総合事務所で発行します。(無料) 請求期限はありませんので、必要の都度、請求してください。

3 変更後の住所、本籍及び不動産の表示について

(1) 住所は新しい字名に変わります。

例(実施前) 上越市	大字下門前	810番地8
↓		
(実施後) 上越市	<u>下門前</u> 新字名	810番地8

(2) 本籍は新しい字名に変わります。

例(実施前) 上越市	大字下門前	810番地8
↓		
(実施後) 上越市	<u>下門前</u> 新字名	810番地8

(3) 不動産の表示は新しい字名に変わり、小字は廃止されます。

例 (実施前) 上越市	大字下門前	字薬島	810番8
↓			
(実施後) 上越市	<u>下門前</u>		810番8
	新字名		

4 変更後の手続

字の変更に伴い、市役所や法務局において職権で書き換えるものと、皆さんに住所変更の手続をしていただくものがあります。

お手数ですが、それぞれ定められた手続をしていただきますようお願いいたします。
以下、その主なものを記載しましたので参考にしてください。

(1) 皆さんが手続しなくてもよいもの

公 簿 名	問合せ先	説 明
住民票 印鑑登録原票	市役所市民課	市役所で新字名に書き換えます。
戸籍簿	市役所市民課	市役所で新字名に書き換えます。
戸籍の附票	市役所市民課	本籍が上越市の場合、市役所で新字名に書き換えます。本籍が他の市町村の場合は、市役所がそれぞれの市町村へ書き換えを依頼します。
課税台帳 125cc 以下の二輪車	市役所税務課	市役所で新字名に書き換えます。
パスポート	ご自身でパスポートの最終ページの旧住所に二重線を引き、余白部分に新字名をご記入ください。	
国民健康保険被保険者証 後期高齢者医療保険受給者証	市役所 国保年金課	11月4日以降、新しい保険証を郵送します。それまでは、今までの保険証をご使用ください。新しい保険証が届いたら古い保険証は破棄してください。
児童手当 児童扶養手当証書 子ども医療費助成受給者証 ひとり親医療費助成受給者証	市役所 こども課	新しい各種受給者証、児童扶養手当証書の発行は行いませんので、そのままお使いください。

公 簿 名	問合せ先	説 明
介護保険被保険者証	市役所 高齢者支援課	11月4日以降、新しい保険証を郵送します。 それまでは、今までの保険証をご使用ください。新しい保険証が届いたら古い保険証は破棄してください。
市立保育園、私立保育園名簿	市役所 こども課	市役所で新字名に書き換えます。
市立小・中学校、幼稚園名簿	教育委員会 学校教育課 電話 545-9244	教育委員会で新字名に書き換えます。
土地登記簿の表題部 建物登記簿の表題部	新潟地方法務局 上越支局	表題部は新潟地方法務局上越支局で新字名に変更されます。 ※ただし、所有者、抵当権者等の住所は本人の申請がなければ変わりません。 詳しくは8、9ページをご覧ください。
国民年金、厚生年金	上越年金事務所 電話 524-4115 ※ただし、上越年金事務所（日本年金機構）に住民票コードを届け出していない方には、後日、上越年金事務所（日本年金機構）からお手元に通知が届きますので、その後、必要な手続きを行ってください。 詳しくは7ページをご覧ください。	
公共サービス等	ガス・水道	それぞれの機関で新字名に書き換えます。 （しばらくの間は通知等が旧字名で届く場合もありますのでご了承ください。）
	電 気	
	固定電話 (NTT)	
	N H K	
	J C V	
	郵 便	郵便局で台帳を書き換えます。旧字名でも郵便物は届きます。 ※郵便貯金、保険等は手続きが必要です。

(2) 変更後にご自身で住所変更の手続きをしていただく主なもの

件名	届出先	手続期限	必要書類等
住民基本台帳カード (顔写真付き) ※顔写真の付いていない住民基本台帳カードは手続の必要はありません。	市役所市民課 南・北出張所 各総合事務所	特に期限はありませんが、11月4日以降お早めの手続をお願いします。	住民基本台帳カード ※QRコード入りのカードをお持ちの方は手続の際に暗証番号が必要です。 (手数料は無料です)
公的個人認証サービス (電子申請書)	市役所市民課	住所変更に伴い、失効となります。今後とも利用する場合は、11月4日以降手続が必要です。	① 住民基本台帳カード ② 運転免許証など顔写真付きの身分証明書 (手数料は無料です)
在留カード 特別永住者証明書 ※みなし在留カード及びみなし特別永住者証明書を含む。	市役所市民課 南・北出張所 各総合事務所	特に期限はありませんが、11月4日以降お早めの手続をお願いします。	①在留カード (外国人登録証明書) ②特別永住者証明書 (外国人登録証明書) ※みなし在留カード含む。
身体障害者手帳 療育手帳 精神障害者保健福祉手帳 自立支援医療受給者証 重度心身障害者医療費受給者証	市役所福祉課 各総合事務所 福祉交流プラザ	特に期限はありませんが、11月4日以降お早めの手続をお願いします。	①各手帳、受給者証 ②印鑑(認印)
特別児童扶養手当証書	市役所福祉課 各総合事務所 福祉交流プラザ	特に期限はありませんが、11月4日以降お早めの手続をお願いします。	①特別児童扶養手当証書 ②印鑑(認印)
自動車運転免許証の住所及び本籍変更	上越交通安全協会(上越警察署内) 詳しくは6ページをご覧ください。	電話 524-2301	
共済年金、恩給、基金等受給者	加入されている各共済組合、恩給局、基金等へ直接お尋ねください。		
不動産(土地、建物)所有者の住所変更登記 抵当権者などの住所変更登記	新潟地方法務局上越支局 電話 525-4133 詳しくは8、9ページをご覧ください。		

件名	届出先	手続期限	必要書類等
普通自動車及び自動二輪車（250cc超）の住所変更	長岡自動車検査登録事務所 電話 050-5540-2041	特に期限はありませんが、 11月4日以降お早めの手続をお願いします。	① 自動車検査証 ② 字の名称変更証明書 ③ 印鑑（認印可） ④ 委任状（所有者と使用者が異なる場合）
軽自動車の住所変更	軽自動車検査協会 新潟主管事務所 長岡支所 電話 0258-22-0555	通常の場合、 車検又は売却時まで に手続していただければ結構です。	① 自動車検査証 ② 申請書（届出先にあります。用紙代は無料です。） ③ 字の名称変更証明書 ④ 印鑑（認印可）
軽二輪（126cc～250cc）の住所変更	全国軽自動車連合会長岡分室 電話 0258-23-3115	通常の場合、 売却時まで に手続していただければ結構です。	① 自動車届出済証 ② 自動車損害賠償責任保険証明書 ③ 申請書（届出先にあります。用紙代がかかります。） ④ 字の名称変更証明書 ⑤ 印鑑（認印可）
※車の住所変更を業者等にお願いする場合は、別途その費用をご負担願います。			
各種免許、許可、許可証等	各関係機関にお問い合わせの上、手続をお願いします。		
その他	勤務先、学校、銀行、保険会社 等で住所変更が必要なものもありますので、それぞれ確認の上、手続をお願いします。		

（3）事業所（法人）等で住所変更の手続をしていただく主なもの

件名	届出先	手続期限	必要書類等
会社等の所在地及び代表者の住所の変更登記 ※「会社等の変更登記の手引」をご覧ください。	新潟地方法務局 法人登記部門 電話 025-226-0955 ほか、本店・支店の所在地を管轄する法務局	本店は2週間以内 支店は3週間以内	① 登記申請書 ② 字の名称変更証明書 ③ 印鑑（法務局登録印） ④ 委任状（代理人による場合）

5 自動車運転免許証の記載事項変更届について

字の変更実施区域内に「住所」や「本籍」があり、運転免許証をお持ちの方は、運転免許証の記載事項を変更する必要があります。

該当する方は **11月4日以降**、運転免許証をご持参の上、手続きを行ってください。

<p>「住所」と「本籍」の両方が字の変更区域内又は下門前土地区画整理事業区域内にある方</p>	<p>住所と本籍を変更してください。 【手続きに必要なもの】 ① 字の名称変更証明書…11月4日以降に郵送します。 ② 本籍の変更について(お知らせ)…11月4日以降に郵送します。</p>
<p>「住所」が字の変更区域内にある方 (本籍は区域外の方)</p>	<p>住所のみ変更してください。 【手続きに必要なもの】 ・字の名称変更証明書…11月4日以降に郵送します。</p>
<p>「本籍」が字の変更区域内にある方 (住所は区域外の方)</p>	<p>本籍のみ変更してください。 【手続きに必要なもの】 ・本籍の変更について(お知らせ)…11月4日以降に郵送します。 ※お住まいの地域を管轄する交通安全協会で行ってください。</p>
<p>届 出 先</p>	<p>上越交通安全協会（上越警察署内） 電話 524-2301</p>
<p>受 付 時 間</p>	<p>月曜日～金曜日（祝日及び年末年始を除く） 午前8時30分～午前11時、午後1時～午後4時</p>
<p>そ の 他</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・届出用紙は上越交通安全協会に備え付けてあります。 ・手数料は無料です。 ・運転免許証に記載されている住所が字の変更前と異なる場合、運転免許証に記載されている住所から現在の大字下門前の住所につながるまでの住民票など（1通350円）が別途必要です。 ・運転免許証には本籍の記載がありませんが、ICチップの中に本籍の情報が入っているため、大字下門前に本籍がある方は変更の手続きが必要です。 ・住所が字の変更区域外の方でも、本籍が字の変更区域内にある場合は、運転免許証の本籍の変更手続きが必要です。ご家族に該当する方がいらっしゃいましたら、ご案内をお願いします。

6 国民年金又は厚生年金の手続について

(1) 国民年金又は厚生年金を受給している方（受給していない 60 歳以上の方も含む）の住所は、上越年金事務所（日本年金機構）が新字名に書き換えるため、基本的に手続の必要はありません。

ただし、上越年金事務所（日本年金機構）に住民票コードを届け出していない方には、後日、上越年金事務所（日本年金機構）からお手元に通知が届きますので、その後、必要な手続を行ってください。

(2) 国民年金保険に加入している方の住所は上越年金事務所（日本年金機構）で新字名に書き換えます。

(3) 厚生年金保険に加入している方の住所は勤務先を通じて変更手続を行ってください。

問合せ先 上越年金事務所お客様相談室 電話 524-4115

7 新住所通知用郵便はがきの記載例

新字名をご友人や取引先などにお知らせするためのはがきです。（郵送料無料）
住所とお名前をご記入の上、切手を貼らずにポストへ投函してください。

（はがき裏面）

住所変更のお知らせ

このたび、お知り合いの方の住所が下記のとおり変更になりますのでお知らせいたします。
今後郵便物をお出しの際は、必ず郵便番号及び新住所をご記入ください。
あなたの住所録をご訂正ください。

記

新住所
郵便番号 **942-0063**
上越市下門前**810**番地**8**

ご自分の住所とお名前をご記入ください。
ご氏名 **上越 太郎**

（集合住宅、高層アパート等は棟番号、室番号までお書きください。）

（はがき表面）

郵便はがき

□□□□□□□□

通信事務郵便

住所変更のお知らせ

ご友人などの宛先をご記入ください。

日本郵便株式会社
直江津郵便局

□□□□□□□□

8 不動産の住所変更登記について

登記簿に記載されている土地及び建物の所在（表題部）は、法務局が職権で変更しますが、所有者の住所や抵当権設定者の住所（権利部）は **11月4日以降、売買、贈与又は抵当権設定の際までに**新字名に変更する必要があります。（申請は売買、贈与又は抵当権設定の登記の際に行ってもかまいません。）

申請先	新潟地方法務局上越支局 電話 525-4133 〒943-0805 上越市木田二丁目15番7号
受付時間	月曜日～金曜日（祝日及び年末年始を除く。） 午前8時30分～12時、午後1時～午後5時15分
必要書類等	① 不動産登記申請書… 11月4日以降に郵送します。 新潟地方法務局上越支局の窓口にも備え付けてあります。 ② 字の名称変更証明書…この資料と一緒に同封してあります。 ③ 印鑑（認印で構いません。ただし、スタンプ形式のものは不可） ※不動産の所在地番等を事前にご確認ください。
その他	・字の名称変更証明書の添付により、 登録免許税は無料 になります。 ただし、 司法書士等に依頼された場合は手数料がかかります。 ・現住所と登記簿に記載されている住所が異なる場合は、その移転等の経過を証明する住民票など（ 1通350円 ）が必要です。

●申請書記載にあたってのお願い

- 1 登記申請書の用紙は全ての世帯にお配りいたします。不足する場合はコピーしてご利用ください。
- 2 パソコン（ワープロ）等で作成していただいても結構です。紙質は長期間保存できる丈夫なもの（上質紙等）にしてください。
- 3 文字は、インク、黒ボールペン、カーボン紙等ではっきりと書いてください。鉛筆は使用できません。
- 4 申請書は添付書類と共に左綴じにして提出してください。
- 5 郵送による申請も可能です。封筒の表に「**不動産登記申請書在中**」と記載の上、**書留郵便で送付してください。**

登記申請書

登記の目的 所有権登記名義人住所変更

原因 平成26年11月1日 町名変更

変更後の事項 住所 上越市下門前810番地8

変更後の住所を記入してください

申請人 上越市下門前810番地8

上越太郎 印

認印可

電話番号を必ず記載してください

連絡先の電話番号 025-500-0000

添付書類 変更証明書

この資料と一緒に同封してあります
字の名称変更証明書のことです。

平成〇〇年〇〇月〇〇日申請 新潟地方法務局 上越支局

登録免許税 登録免許税法第5条第5号により免除

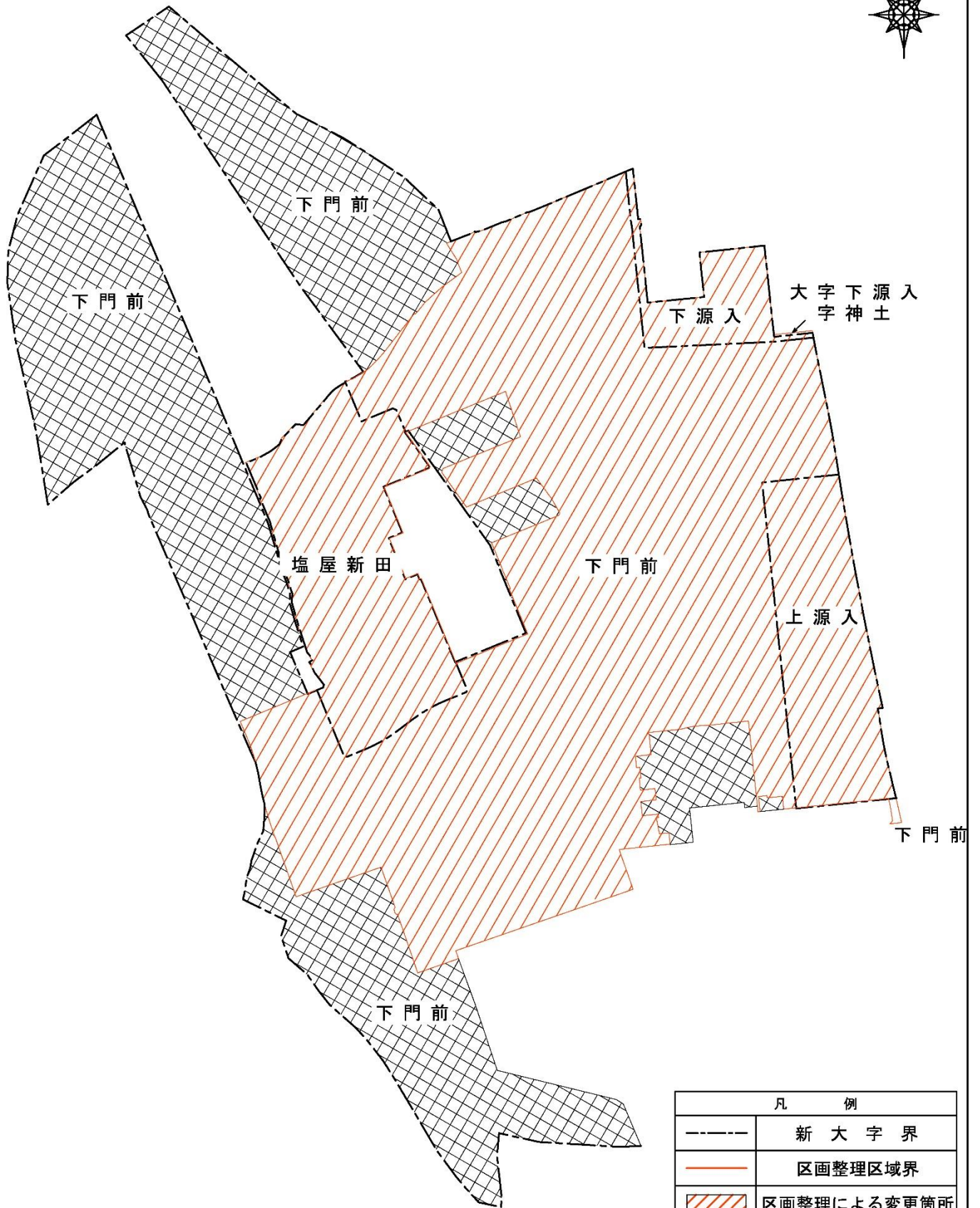
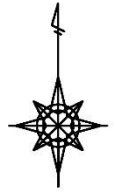
不動産の表示

所在地 上越市下門前
地番 810番8
地目 宅地
地積 123.45平方メートル

登記事項証明書のとおり、正確に記載してください

所在地 上越市下門前
家屋番号 810番8
種類 居宅
構造 木造かわらぶき2階建
床面積 1階 43.00平方メートル
2階 38.62平方メートル

町(字)の区域及び名称変更図



凡 例	
-----	新 大 字 界
—————	区画整理区域界
	区画整理による変更箇所
	地元要望による変更箇所